

(イ) 海域

あてはめ水域名	設定の種類及び年月日	見直しの状況	該当類型及び達成期間	地点統一番号	環境基準地点名	範囲
舞鶴湾(1)	府50.3.18		A八	601-1	N 35° -29' -23" MA - 3 E 135° -23' -30" (念仏鼻地先)	別記1の(1)の水域
				601-2	N 35° -28' -08" MA - 4 E 135° -19' -48" (檜埼地先)	
舞鶴湾(2)	"		AI	602-1	N 35° -30' -47" MA - 1 E 135° -20' -22" (キンギョ鼻地先)	別記1の(2)の水域
				602-2	N 35° -29' -36" MA - 2 E 135° -21' -36" (恵比須埼地先)	
若狭湾西部宮津湾	府51.7.20		A口	603-1	N 35° -34' -48" M - 1 E 135° -13' -00" (江尻地先)	別記2の(1)の水域
				603-2	N 35° -32' -20" M - 2 E 135° -12' -03" (島埼地先)	
若狭湾西部阿蘇海	"		B八	604-1	N 35° -33' -30" A - 1 E 135° -10' -00" (野田川流入点)	別記2の(2)の水域
				604-2	N 35° -33' -52" A - 2 E 135° -10' -56" (中央部)	
				604-3	N 35° -34' -30" A - 3 E 135° -11' -43" (溝尻地先)	
若狭湾西部若狭湾	"		AI	605-1	N 35° -32' -06" W - 1 E 135° -18' -00" (栗田湾沖)	別記2の(3)の水域
				605-2	N 35° -37' -54" W - 2 E 135° -16' -14" (波見湾沖)	
				605-3	N 35° -40' -19" W - 3 E 135° -19' -22" (鷺湾沖)	
山陰海岸東部	府52.3.25		AI	606-1	N 35° -44' -54" S - 1 E 135° -06' -50" (竹野川沖)	別記3の(1)の水域
山陰海岸				606-2	N 35° -39' -06" S - 2 E 134° -55' -07" (久美浜湾沖)	
山陰海岸東部	"		A口	607-1	N 35° -38' -10" K - 1 E 134° -54' -12" (湾口部)	別記3の(2)の水域
久美浜湾				607-2	N 35° -36' -34" K - 4 E 134° -54' -12" (湾奥部)	

別記

- (1) 舞鶴市捻松崎から279度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ崎から190度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である(舞鶴湾(1))。
- (2) 舞鶴市金ヶ崎から0度に引いた線、同市博奕岬から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾(1)に係る部分を除いた水域である(舞鶴湾(2))。
- 若狭湾西部水域は、丹後半島経ヶ岬と福井県越前岬を結ぶ線並びに正面崎の府界境と同地点から真方位24度1.2kmの点と舞鶴市毛島から真方位84度1.5kmの点を結ぶ線とその点から真方位0度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、由良川水域(昭和49年京都府告示第179号に定める水域をいう。)及び舞鶴湾水域(昭和50年京都府告示第138号に定める水域をいう。)を除いた水域である。
このうち、
 - 宮津湾は、宮津市黒崎の突端と世屋川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
 - 阿蘇海は、宮津市の大天橋、小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。
 - 若狭湾は、上記(1)、(2)を除いた若狭湾西部水域である。
- 山陰海岸東部水域は、京都府と兵庫県との境界である陸岸から、京都府と福井県の境界である陸岸の地点に至る地先海域であって、若狭湾西部水域(昭和51年京都府告示第415号に定める水域をいう。)及び舞鶴湾水域(昭和50年京都府告示第138号に定める水域をいう。)に係る部分を除いた水域である。
このうち、
 - 山陰海岸は、山陰海岸東部水域のうち、久美浜湾に係る部分を除いた水域である。
 - 久美浜湾は、山陰海岸東部水域のうち、久美浜町小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。

(ウ) 海域の全窒素及び全燐

水域統一番号	あてはめ水域名	設定の種類及び年月日	見直しの状況	該当類型及び達成期間	地点統一番号	環境基準地点名((2)と同じ緯度・経度)	範囲
601	舞鶴湾(ア)	府8.3.29		イ	601-1	念仏鼻地先	別記1の水域
					601-2	檜埼地先	
602	舞鶴湾(イ)	"		イ	602-1	キンギョ鼻地先	別記2の水域
					602-2	恵比須埼地先	
603	宮津湾	"		イ	603-1	江尻地先	別記3の水域
					603-2	島埼地先	
604	阿蘇海	"		八	604-1	野田川流入点	別記4の水域
					604-2	中央部	
					604-3	溝尻地先	
607	久美浜湾	"		口	607-1	湾口部	別記5の水域
					607-2	湾奥部	

別記

- 舞鶴市捻松崎から279度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ崎から190度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である。
- 舞鶴市金ヶ崎から31度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾(ア)に係る部分を除いた水域である。
- 宮津市黒崎と同市波美崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち、阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
- 宮津市の大天橋、小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。
- 久美浜湾南防波堤灯台から233度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である。